

第2章 ▶▶ 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画

1 確保等に関する計画策定の背景等

(1) 策定の背景

平成27年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」において、子ども・子育て支援法第61条に基づき市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を作成することが義務付けられています。このため、この計画の中で、「子ども・子育て支援事業計画」に該当する部分を、改めて、「幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画」としてまとめました。

《子ども・子育て関連3法について》

子ども・子育て関連3法は、幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成24年8月に成立しました。

① 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所（園）で別々になっている利用手続きや公費負担の仕組み等を一本化

② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（^{※28}認定こども園法の一部改正法等）

^{※29}幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ

③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法等の関係法律を改正

(2) 策定の目的

平成27年度以降の5ヵ年の、幼児期の学校教育・乳幼児期の保育及び地域子ども・子育て支援事業について、子育て中の保護者を対象に実施した、現在の利用状況及び今後の潜在的な利用希望等のニーズ調査結果をもとに、国の示す算定方法により「必要な事業量の見込み」を算出し、その需要量に対する事業の提供体制とその実施時期を明示した「確保方策（供給方法）」を記載した計画を作成し、本市の実情に応じた幼児期の学校教育・乳幼児期の保育及び地域子ども・子育て支援事業を適切に提供できる体制の充実を目指します。

(3) 確保等に関する計画に記載しなければならない事項

- ① 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の提供区域の設定
- ② 給付やサービス提供における保護者の就労時間の下限設定
- ③ 教育・保育提供区域ごとの各年度の
 - 教育・保育施設、地域型保育事業所^{※30}に関する必要利用定員総数、提供体制の確保の内容(供給方法)とその実施時期
 - 地域子ども・子育て支援事業の必要な事業量(需要量)の見込み、提供体制の確保の内容(供給方法)とその実施時期

《地域子ども・子育て支援事業について》

新制度では、子ども・子育て支援法において、共働き家庭だけではなく、全ての子育て家庭を支援するための子育て支援事業として「地域子ども・子育て支援事業」を以下のとおり定め、市町村において、それぞれの地域のニーズにあった事業を進めることとしています。

- ① 地域子育て支援拠点事業
- ② 一時預かり事業(幼稚園預かり保育含む)
- ③ 子育て短期支援事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 病児・病後児保育事業
- ⑥ 時間外(延長)保育事業
- ⑦ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ⑧ 妊婦健康診査事業
- ⑨ 乳幼児家庭全戸訪問事業
- ⑩ 利用者支援事業
- ⑪ 養育支援訪問事業 など

- ④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と、教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

2 計画の内容

(1) 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の提供区域の設定

「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法により、市が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の学校教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域で、幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、市町村が定めることとされています。

このため、この「提供区域」は、子ども・子育て支援に関する給付やサービスを提供する際の基本単位となり、今後は、区域ごとに「需要量の見込み」と「その提供体制の確保策」を定め、給付やサービス提供を進めることとなります。

本計画では、市全域を一つの区域として設定し、市の今後のニーズの変化に適切に対応した給付やサービス提供を推進します。

(2) 給付やサービス提供における保護者の就労時間の下限設定

子ども・子育て支援新制度において、保育給付等の対象かどうかを判断する際に必要な「保護者の就労の下限時間の設定」については、現行制度での実態を踏まえ、1ヶ月当たり48～64時間の範囲内で、市町村が、地域の就労実態等を把握して定めることとなっています。

現在、本市では、この下限を64時間としており、また、ニーズ調査においても就労している母親のうち、1ヶ月あたり64時間を超えて働く母親が9割を超えている結果となっております。

このため、本市における保護者の就労の下限時間を64時間と定め、保育施設等の量の見込みについては、64時間を基本として算出しています。

(3) 教育・保育事業

① 現状・課題

近年、少子化の進展、核家族や保護者の共働きの増加や就労形態の多様化等により、保育所（園）の利用児童数は増加傾向にあり、幼稚園では、全体的に減少傾向にあります。待機児童なしを堅持しています。

表1：学校教育施設（幼稚園）の施設数及び利用者数の推移

(単位：施設数：ヶ所、利用人数：人/年)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 公立 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 私立 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 利用者数 | 1,373 | 1,353 | 1,352 | 1,356 |
| 公立 | 54 | 50 | 54 | 45 |
| 私立 | 1,319 | 1,303 | 1,298 | 1,311 |

(各年度5月1日現在、教育総務課資料)

表2：保育施設(保育所(園))の施設数及び利用者数の推移

(単位:施設数:ヶ所、利用人数:人/年)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数 | 17 | 18 | 18 | 18 |
| 公立 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 私立 | 12 | 13 | 13 | 13 |
| 利用者数 | 1,601 | 1,630 | 1,645 | 1,655 |
| 公立 | 382 | 367 | 370 | 356 |
| 私立 | 1,219 | 1,263 | 1,275 | 1,299 |

(各年度10月1日現在、子ども育成課資料)

※公立保育所は、27年度からは、東舞鶴地域にある3所を1所に統合し、計3所となる

※民間保育園の分園については、1施設として計上。

② アンケート調査より

平成25年11月に実施した「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果から見ると認可保育所(園)と最も多く、次に、34.8%が幼稚園(預かり保育なし)、13.5%が幼稚園(預かり保育を定期的に利用)とほとんどの割合を占めています。

また、今後利用したい教育・保育事業については、「認可保育所(園)」が44.6%と最も多くなっていますが、幼稚園(預かり保育を定期的に利用)が33.7%、幼稚園(預かり保育なし)が31.3%がとなっており、幼稚園利用においては、預かり保育のニーズが高くなっています。

③ 認定区分

新制度では、教育・保育施設や地域型保育事業を利用する場合に、年齢と保育の必要性の有無に応じて、下の表3のとおり、1～3号の3つの区分の認定を受けることが必要になります。

表3：認定区分の設定

| 認定区分 | 対象年齢 | 保育の必要性の有無 | 主な利用施設 | | | |
|--------------------|-------|-----------|--------|--------|-----|---------|
| | | | 幼稚園 | 認定子ども園 | 保育所 | 地域型保育施設 |
| 1号認定 (教育標準時間認定) | 満3歳以上 | 必要としない | ○ | ○ | | |
| 2号認定 (保育認定) | | 必要とする | | ○ | ○ | |
| 3号認定 (保育認定) | 満3歳未満 | | | ○ | ○ | ○ |

④ 各年度における幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保の内容（供給方法）・実施時期

「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」による教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域である市内での均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、認定区分ごとに必要利用定員総数、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めます。

平成27～31年度の児童数推計より利用児童数を見込んだところ、現在ある幼稚園や保育所（園）の設備を活用することで、「待機児童なし」の提供体制の確保ができるものです。

また、本市では、現在、認定こども園へ移行する幼稚園や保育所（園）がありませんが、1号認定や2号認定で幼稚園利用意向の強い保護者の子どもは公立・私立の幼稚園での受け入れを、また、2号・3号認定の子どもにつきましては、公立・民間の保育所（園）で受け入れを進め、必要な定員を確保していきます。

表4：幼児期の学校教育・乳幼児期の保育施設等の量の見込み及びその確保策・時期 (単位:人)

| | 27年度 | | | 28年度 | | | |
|-------------------|-------------------------|-------|------|-------|-------|------|-----|
| | 3-5歳 | | 0-2歳 | 3-5歳 | | 0-2歳 | |
| | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| ①量の見込み（必要利用定員総数） | 1,207 | 906 | 704 | 1,151 | 866 | 706 | |
| ②確保の内容 | 認定子ども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設） | 1,207 | 906 | 704 | 1,151 | 866 | 706 |
| | 地域型保育事業 | | | | | | |
| ③確保の必要量（②-①） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ④幼稚園（実数）・保育所（定員数） | 1,356 | 1,610 | | 1,356 | 1,610 | | |
| ⑤見込みと定員数の差（④-①） | 149 | 0 | | 205 | 38 | | |

| 29年度 | | | 30年度 | | | 31年度 | | |
|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| 3-5歳 | | 0-2歳 | 3-5歳 | | 0-2歳 | 3-5歳 | | 0-2歳 |
| 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| 1,149 | 864 | 698 | 1,131 | 851 | 690 | 1,130 | 850 | 679 |
| 1,149 | 864 | 698 | 1,131 | 851 | 690 | 1,130 | 850 | 679 |
| | | | | | | | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,356 | 1,610 | | 1,356 | 1,610 | | 1,356 | 1,610 | |
| 207 | 48 | | 225 | 69 | | 226 | 81 | |

(4) 地域子ども・子育て支援事業

上記(1)で設定した教育・保育提供区域である「市全域」における各地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを下記のとおり記載します。

① 地域子育て支援拠点事業

1) 事業内容

乳幼児を持つ子育て中の保護者同士の交流や親と子どもの遊びの場を提供し、子育てについての相談や子育てに関する情報の提供、助言その他の援助を行う事業

2) 現状・課題

「地域子育て支援センター」については、平成16～17年度にかけて東・中・西舞鶴の各地区に3ヶ所開設し、「親と子のひろば」は、平成21年度に東・西舞鶴の各地区に2ヶ所開設し、計5ヶ所で事業実施しています。

また、平成27年度には「遊び」を通して子育て支援に資する「子育て交流施設」を供用開始する予定です。

各拠点の利用者数は増加傾向にあり、子育て中の親子の身近な居場所となり、親同士の交流、育児相談、情報提供など前向きな子育てに繋がる取り組みを行っており、大きく孤立予防に寄与しています。

また、近くに親族や知人・友人がなく、在宅で育児し、子育てに悩み、不安を抱え潜在的に孤立化している子育て家庭に対して、拠点に、より気軽に足を運ぶことができるようなわかりやすい情報提供の方法が課題となっています。

表5：施設数と利用者数の推移

(単位：施設数：ヶ所、利用人数：人)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 施設数 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 利用者数 | 27,121 | 26,985 | 27,556 | 30,168 |

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

平成25年11月に実施した「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果に基づき算出した数値を見込み量としており、量的には、現在の提供体制で確保できておりますが、平成27年度から供用開始する「子育て交流施設」を加えた6ヶ所で提供体制を確保します。

表6：地域子育て支援拠点事業の量の見込み及びその確保策・時期

(単位：人回/月)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ①量の見込み | 4,268 (6ヶ所) | 4,260 (6ヶ所) | 4,209 (6ヶ所) | 4,155 (6ヶ所) | 4,088 (6ヶ所) |
| ②確保の内容 | 4,268 (6ヶ所) | 4,260 (6ヶ所) | 4,209 (6ヶ所) | 4,155 (6ヶ所) | 4,088 (6ヶ所) |
| ③確保の必要量 ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

- ② 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

1) 事業内容

ア 一時預かり事業（保育所（園））

保護者が、病気やけが、冠婚葬祭などで、一時的に育児が困難になった時や育児ストレスを軽減したい時に、乳幼児を保育所（園）などで預かる事業

イ 幼稚園の預かり保育（在園児対象）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合について、通常の教育時間以外の日及び時間において、幼稚園で一時的において預かり保育を実施する事業

ウ ファミリー・サポート・センター事業

（子育て援助活動支援事業・病児・緊急対応強化事業を除く）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する「おねがい会員」と当該援助を行うこと希望する「まかせて会員」との相互援助活動に関する連絡調整を行い、保育所（園）への送迎や終了後の預かりを行う事業

エ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事などによって帰宅が常に夜間になる場合に、子どもを児童養護施設において預かり必要な保護を行う事業（夜間養護等事業）

2) 現状・課題

ア・イ 一時預かり事業・預かり保育

一時預かり事業については、全認可保育所（園）18園で、預かり保育については、私立幼稚園12園で実施し、緊急又は一時的に保育が必要な保護者への保育サービスを提供しています。

近年、保育所（園）で実施している一時預かりでは、特に0歳児～2歳児の乳児を持つ保護者の利用が多くなっています。

課題としては、気軽に利用できるサービスとして市民からの評価は高いですが、園によっては、受け入れのための職員体制等が準備できないなど、必要な時に利用できない場合があること等であります。

表7：一時預かり事業の実施保育所（園）数及び延べ利用者数の推移

（単位：ヶ所、人）

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 利用者数 | 2,961 | 4,590 | 3,814 | 4,086 |

（各年度末現在、子ども支援課資料）

表 8：預かり保育の実施私立幼稚園数及び利用者数の推移

(単位:ヶ所、人)

| | 24年度 | 25年度 |
|--------|--------|--------|
| 施設数 | 12 | 12 |
| 延べ利用者数 | 42,594 | 45,705 |

(各年度末現在、教育総務課調)

※在園児を対象に早朝や夕方のほか、長期休業日の預かり保育をまとめたもの

ウ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳児健康診査等の機会を利用したチラシや会報誌の配布等により、広く市民に周知しており、会員登録者数や活動は定着してきています。

課題としては、まかせて会員の高齢化等による人数確保や障がいを持つ支援が必要な子どもの預かり対応等であります。

表 9：会員数及び活動件数の推移

(単位:ヶ所、人)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 会員数 | 631 | 691 | 745 | 796 |
| おねがい会員 | 425 | 463 | 502 | 536 |
| まかせて会員 | 153 | 172 | 186 | 197 |
| 両方会員 | 53 | 56 | 57 | 63 |
| 活動実績 | 2,041 | 2,196 | 2,044 | 1,109 |

(各年度末現在、子ども支援課資料)

エ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

児童養護施設の2ヶ所に事業委託しており、保護者の就業形態が多様化する中、ショートステイと同様に近くに親族や知人がいない子育て家庭にとっては、子育て支援のセーフティネットとして大きな役割を担っています。

表 10：施設数及び利用者数、延べ利用日数の推移

(単位:ヶ所、人、日)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 利用者数 | 559 | 643 | 595 | 537 |
| 延べ利用日数 | 4,843 | 4,633 | 4,107 | 2,893 |

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

ア 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果を基に算出した数値（幼稚園在園児の預かり保育ニーズを含む）を見込み量としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できておりますが、幼稚園の預かり保育について、すべての幼稚園で同等のサービスが提供できる体制を整備します。

各事業の実施ヶ所について、一時預かり事業は、公立保育所（3所）が平成27年度から1所に統合するため、2所減り、16保育所（園）で、預かり保育は、13幼稚園で、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は2児童養護施設となり、合計31ヶ所となります。

表 11：一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日/月）

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み | 90,350 (31ヶ所) | 87,094 (31ヶ所) | 86,689 (31ヶ所) | 85,429 (31ヶ所) | 85,039 (31ヶ所) |
| ②確保の内容 | 90,350 (31ヶ所) | 87,094 (31ヶ所) | 86,689 (31ヶ所) | 85,429 (31ヶ所) | 85,039 (31ヶ所) |
| ③確保の必要量 ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※民間保育園の分園についても、1施設として計上

イ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果に基づき算出した数値を見込み量としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できるものです。

表 12：子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日/週）

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | 16 (1ヶ所) | 16 (1ヶ所) | 15 (1ヶ所) | 15 (1ヶ所) | 15 (1ヶ所) |
| ②確保の内容 | 16 (1ヶ所) | 16 (1ヶ所) | 15 (1ヶ所) | 15 (1ヶ所) | 15 (1ヶ所) |
| ③確保の必要量 ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

1) 事業内容

保護者の出産・疾病・看護等の理由により家庭の子どもの養育が一時的に困難となる場合、児童養護施設等で預かり必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）

2) 現状・課題

児童養護施設の2ヶ所に事業委託しており、一時的・緊急的な事由により、特に近くに親族や知人がいない子育て家庭にとっては、子育て支援のセーフティネットとして大きな役割を担っています。

主な課題としては、急な利用の申し出に対しては、実施施設において宿泊を伴う預かりの体制が整わない場合があることや乳児（0歳～1歳）の預かりが困難な場合があること等であります。

表 13：子育て短期支援事業「(ショートステイ)の実施施設数及び利用者数、
延べ利用日数の推移

(単位:ヶ所、人、日)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|--------|------|------|------|------|
| 施設数 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 利用者数 | 69 | 105 | 59 | 85 |
| 延べ利用日数 | 237 | 358 | 209 | 297 |

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果に基づき算出した数値を見込み量としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できるものです。

表 14：子育て短期支援事業「(ショートステイ)の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位:人日/年)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①量の見込み | 93 (2ヶ所) | 91 (2ヶ所) | 90 (2ヶ所) | 89 (2ヶ所) | 88 (2ヶ所) |
| ②確保の内容 | 93 (2ヶ所) | 91 (2ヶ所) | 90 (2ヶ所) | 89 (2ヶ所) | 88 (2ヶ所) |
| ③確保の必要量 ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④ 病児・病後児保育事業

1) 事業内容

子どもが風邪をひいたり熱を出した時、仕事や急な用事で保護者が家庭において養育できない場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師、保育士等の専門スタッフが子どもを預かる事業

2) 現状・課題

平成 22 年 10 月から、医療法人岸本病院に委託し病児保育を実施しており、近くに親族や知人がいない子育て家庭のニーズが高く利用者は年々増加しています。

課題としては、1 日定員が 6 名であり、冬季など季節によっては予約が集中する場合がありますなど、利用ニーズに応えられない場合について等であります。

表 15：病児保育事業の実施施設数及び延べ利用者数

(単位:ヶ所、人)

| | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 延べ利用日数 | 215 | 695 | 693 | 804 |

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

不定期な病児・病後児保育事業は一時的・緊急的な利用であり、あれば利用したい意向が高いですが、病児保育については、ここ数年の利用傾向を見ても現状定員（1 日定員 6 人 × 240 日）に満たない状況です。

このため、定員ベースを量の見込としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できるものです。

また、病後児保育につきましては、今後検討することになります。

表 16：病児保育事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位:人日/年)

| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| ①量の見込み | 1,440 (1ヶ所) | 1,440 (1ヶ所) | 1,440 (1ヶ所) | 1,440 (1ヶ所) | 1,440 (1ヶ所) |
| ②確保の内容 | 1,440 (1ヶ所) | 1,440 (1ヶ所) | 1,440 (1ヶ所) | 1,440 (1ヶ所) | 1,440 (1ヶ所) |
| ③確保の必要量 ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤ 時間外（延長）保育事業

1) 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間帯において、保育を実施する事業

2) 現状・課題

平成 26 年度現在、公立保育所 2 所及び民間保育園 11 園において、11 時間の長時間保育を行い、さらに 1 時間の延長保育を実施しております。

利用者は、年々増加傾向にあり、全体として必要な保育士の確保が課題となっています。

また、子ども・子育て支援新制度では、保育標準時間の 11 時間保育と保育短時間の 8 時間保育の 2 区分となるため、短時間保育に係る延長保育については、最大で 4 時間になることが想定されます。

表 17：実施園数及び利用者数の推移

(単位:ヶ所、人)

| | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 実 施 園 | 13 | 13 | 13 |
| 公 立 | 2 | 2 | 2 |
| 私 立 | 11 | 11 | 11 |
| 利 用 者 数 | 595 | 620 | 893 |
| 公 立 | 144 | 149 | 149 |
| 民 間 | 451 | 471 | 744 |

(各年度末現在、子ども育成課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果による量の見込みが、現状の利用者数より少ないため、量的には、現状の利用者数から推計して量の見込みとし確保に努めます。

表 18：時間外（延長）保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位:人/年)

| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の見込み | 740 (16ヶ所) | 720 (16ヶ所) | 710 (16ヶ所) | 710 (16ヶ所) | 700 (16ヶ所) |
| ②確保の内容 | 740 (16ヶ所) | 720 (16ヶ所) | 710 (16ヶ所) | 710 (16ヶ所) | 700 (16ヶ所) |
| ③確保の必要量 ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑥ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

1) 事業内容

平日の放課後、土曜日や小学校の長期休業期間等に学校の余裕教室等を利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を安全に預かり、児童の居場所確保と健全育成、保護者の家庭と仕事の両立支援を図る事業

2) 現状・課題

利用者数は年々増加しており、そのニーズに対応するためクラブ数を増設し、待機児童なしを堅持しています。また、一時的に利用者ニーズが急増する夏休み期間に対応した児童クラブの臨時開設を平成25年度から実施しています。

主な課題としては、利用者の増加傾向に加え、利用対象児童が「概ね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ拡大されることによる施設確保について、必要に応じた対応をしていくこと等であります。

表19：放課後児童クラブ数及び利用者数の推移

(単位:ヶ所、人)

| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---------|------|------|------|------|
| ク ラ ブ 数 | 20 | 24 | 25 | 25 |
| 地 域 | 19 | 23 | 23 | 23 |
| 法 人 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 利 用 者 数 | 543 | 570 | 590 | 651 |
| 地 域 | 500 | 522 | 514 | 548 |
| 法 人 | 43 | 48 | 76 | 103 |

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果に基づき算出した数値を見込み量としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できるものです。

表20：放課後児童クラブの提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位:人/年)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ①量の見込み | 644 (26ヶ所) | 632 (26ヶ所) | 618 (26ヶ所) | 607 (26ヶ所) | 583 (26ヶ所) |
| ②確保の内容 | 644 (26ヶ所) | 632 (26ヶ所) | 618 (26ヶ所) | 607 (26ヶ所) | 583 (26ヶ所) |
| ③確保の必要量 ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※26年度からクラブ数は、1ヶ所増設し26ヶ所となっている。

⑦ 妊婦健康診査事業

1) 事業内容

妊婦の健康管理の向上を図るため、医療機関で実施する妊婦健康診査の受診に係る費用を助成する事業

2) 現状・課題

妊婦健康診査の受診券の使用率は、平成 25 年度は 70.2% となっており、使用されない理由としては、予定日より早い出産や入院などにより妊婦健診が不要になる場合や、里帰り先での受診等となっています。

課題としては、定期受診の中でリスクの高い妊婦が早期支援につながるよう医療機関との連携を密にすることが必要です。

表 21：妊婦健康診査の受診数等の推移

(単位：人数、枚数、人数、%)

| | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 妊婦健康診査 受診券交付人数 | 839 | 833 | 814 | 856 |
| 受診券の交付枚数 | 21,856 | 23,197 | 22,653 | 23,782 |
| 延べ受診人数 | 16,500 | 17,157 | 16,726 | 16,690 |
| 交付後の使用率 (%) | 75.5 | 74.0 | 73.8 | 70.2 |

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果を基に算出した児童数将来推計値から、転出入の異動者等を見込んだ数値を見込み量としていますが、量的には、現在の提供体制で確保できるものです。

表 22：妊婦健康診査の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人/年)

| | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 780 | 775 | 770 | 755 | 740 |
| ②確保の内容 | 780 | 775 | 770 | 755 | 740 |
| ③確保の必要量 ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

1) 事業内容

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てや子どもに関する不安や悩みを聞き、必要な情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては関係機関との連携により、適切な支援に結び付けるなど、安心して地域で子育てができるように支援する事業

2) 現状・課題

平成24年7月から子育て家庭の身近な地域に居住する民生児童委員や主任児童委員が地域と家庭をつなぐことも目的として訪問しています。

訪問を受けた家庭からも喜びの声が聞かれ、子育て支援情報の提供により地域子育て支援拠点の利用が増えるなどの成果がみられています。

表 23：乳幼児家庭全戸訪問事業の実施状況 (単位:件、%)

| | 24年度 | 25年度 |
|------|------|------|
| 訪問件数 | 416 | 707 |
| 訪問率 | 70 | 90 |

(各年度末現在、子ども支援課資料)

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「舞鶴市子育て支援に関するニーズ調査」結果を基に算出した児童数の将来推計値を見込み量として、100%の訪問に努めます。

表 24：乳幼児家庭全戸訪問事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (単位:人/年)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 729 | 721 | 712 | 698 | 687 |
| ②確保の内容 | 729 | 721 | 712 | 698 | 687 |
| ③確保の必要量 ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑨ 利用者支援事業（新規）

1) 事業内容

子どもや保護者の身近な場所に、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業についての情報提供や必要に応じ相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を行い、子育て家庭が適切な施設や多様な事業を円滑に利用できるよう、「利用者支援専門員」を配置し支援する事業

2) 現状

国において、子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で、新たに創設された事業ですが、現在、既にまいづる子育て支援基幹センターを中心に、本事業内容の一部を取り組んでいます。

3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

現在の取り組みを、更に充実することにより、子育て家庭が適切な施設や多様な事業を円滑に利用できるよう、利用相談及び各種情報提供等を継続していきます。

表 25：利用者支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期

(単位:ヶ所)

| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| ①量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保の内容 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ③確保の必要量 ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑩ 養育支援訪問事業

1) 事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

2) 現状

乳幼児健診や、こんにちは赤ちゃん事業等で把握した支援が必要な家庭については、保健師が訪問や電話相談等の対応をしています。

また、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭に対しては、子ども総合相談センターが支援の進行管理や調整を行うとともに、相談員が中心となり相談に対応しています。

3) 方向性

今後は、支援が必要な家庭に対し、関係機関との連携を密にして適切な支援を行うとともに、家事援助等の支援についても検討を行っていきます。

⑪ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

1) 事業内容

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、関係機関の職員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

2) 現状

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)については、児童虐待を未然に防止し、虐待を受けている子どもの早期発見と適切な保護を図るために、児童福祉・医療・保健・教育等、子どもの健全育成に関係する機関がお互いに情報を共有し、連携して対応するための組織として「舞鶴市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、各事案に対して関係機関が連携して、定期的な進行管理や具体的支援とを行っています。

3) 方向性

今後については、年々増加傾向にある児童虐待事案に対しても迅速かつ適切な支援が行えるよう、関係機関間の更なる情報共有と専門性・連携強化に努めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)

1) 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業(子ども・子育て支援新制度における新たな事業)

2) 方向性

保育の基本的な利用者負担額の中で、保護者の負担を軽減する措置を講じており、個々の利用に係る費用の助成については、今後検討することとします。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

1) 事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業(子ども・子育て支援新制度における新たな事業)

2) 方向性

既存の特定教育・保育施設において、量的には、必要な利用者定員総数を確保できていることから、新たな民間事業者の参入を促進する必要性は低いと見られ、今後、既存施設における定員確保の状況や運営状況等をみながら検討することとします。

(5) 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供

及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

幼児期の学校教育・乳幼児期の保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者、家庭や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

① 質の高い幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的な提供に関する事項

(認定こども園の設置数や設置時期等、普及に係る考え方など)

認定こども園は、保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0歳児から就学前児童の一貫した質の高い学校教育・保育(子どもの遊びや生活、学びの経験)を受けられる施設とされています。

本市における認定こども園への移行については、各幼稚園や保育所(園)における地域の子ども利用状況や今後の動向の把握に努めるほか、移行への相談・支援体制を確保し適切に対応することとします。

② 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続

(幼保小連携)の取り組みに関する事項

就学前児童の発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所(園)、小学校の連携の充実に努めるとともに、教員、職員を対象とした研修会を実施します。

③ 幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上等に関する事項

子どもを主体とした教育・保育を実施するため、公開保育、研修会の内容を充実し、幼稚園教諭・保育士のスキルアップを図ります。

④ 特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・乳幼児期の保育等を利用できるようにするための配慮に関する事項

専門機関のスタッフが幼稚園、保育所(園)を巡回し、支援が必要と考えられる子どもの

集団生活の状況などを把握したうえで、個々に応じた環境整備や助言、支援員の配置への助成を行うとともに、支援員への研修を継続して実施します。

⑤ 地域子ども・子育て支援事業の推進方策に関する事項

親や子育てを支援する者が子育てに関して学ぶ機会、高校生等の次世代を担う若者の育成活動、子育てに関する相談や情報提供と子育て世帯の交流の場の提供などの充実に努めます。